

令和 2 年 5 月 25 日

学生・保護者の皆様

姫路日ノ本短期大学  
学長代行 濱田 敏子  
(公 印 省 略)

### 本学の対面授業（通常授業）の再開について

在学生の皆さん、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、ご家族ともども「新しい生活様式」に向け、日々精励されていることと思います。

さて、5月14日付で、全国39県で緊急事態宣言が解除され、関西の3府県（京都、大阪、兵庫）についても、5月21日付で解除されました。また兵庫県は、県内の大学について、5月31日までとしていた臨時休業の要請を、感染防止対策の徹底を要請したうえで5月16日に解除しました。しかしながら、私たちの生活は、感染が再び拡大傾向に転じる懸念から、引き続き、不要不急の外出の自粛等が要請されています。

本学では、5月7日より、遠隔授業をスタートするとともに、4月より科目ごとに「課題」を設け、学内や地域における感染防止と学修機会の確保の両面に取り組んでまいりました。学生のみなさんが、遠隔授業や「課題」に真摯に取り組む姿勢がとても素晴らしく、また非常に頼もしく、人としての成長を心強く感じました。

本学は、国及び兵庫県の対応を受け、新型コロナウイルス感染症対策における本学の基本方針にもとづき、学内で慎重に検討して参りました。その結果、6月1日（月）から対面授業（通常授業）を再開することといたしました。

対面授業の再開にあたっては、在學生とご家族、教職員の健康と安全を第一に考え、感染防止対策を徹底していかなければなりません。そのためには教職員が日々努力することはもちろんですが、在學生のみなさん、保護者の皆様にもご協力をお願いすることとなります。本学の対応とご協力依頼について、別紙のとおりお知らせいたしますので、その趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

在學生のみなさん、保護者の皆様も本学におけるより安全な対面授業実施のため「新しい学生の生活様式」を共に構築してまいりましょう。

在學生のみなさんと再会する日を教職員一同心待ちにしています。

令和2年5月25日

# 新型コロナウイルス感染拡大予防対策

姫路日ノ本短期大学  
学長代行 濱田 敏子

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、本学は、以下のとおり必要な対策を講じてまいります。学生、本学関係者には協力を要請します。

## 1 基本的事項について

- (1) 学内においては、マスクを着用する。
- (2) 学生は、毎朝、起床時に検温し記録する。37.5度以上の発熱がある場合や風邪の症状（咳、咽喉の痛み等）がある場合は、登校せず自宅で療養する。その場合、必ず教務学生課に連絡をする。
- (3) 状況によっては教職員が、授業開始時などに学生の検温等を実施し、下校を指示することがある。
- (4) 本学の指示により授業を欠席した場合は、公欠扱いとする。（但し「公欠願」記入、提出のうえ）
- (5) 学内では、こまめに手洗いをする。
- (6) 学生への連絡は掲示板を使用せず、原則「google classroom」の教務学生課掲示板を使う。
- (7) 教室棟等のエレベーターは、原則使用禁止とする。

## 2 校舎等の消毒について

- (1) 教室に入室する前は手指消毒をする。
- (2) 管理棟教務学生窓口、研究室、学生食堂、26教室、図書館、造形教室、ICT教室、大講義室、音楽教室の入口に消毒液を設置し、机や座席等は使用すること、使用者が消毒する。学生は、消毒液を拭き取るタオル等を持参する。
- (3) 各部屋のドアノブ、手すり、トイレ、化粧室、エレベーターのボタン等については、本学が適切なタイミングで消毒をする。
- (4) ピアノ等の楽器については、使用ごとに消毒できるようにする。

## 3 授業について

- (1) 各教室での座席は、学生間の距離を確保するため、座席指定する。

- (2) 出入口、窓は、解放し換気に努める。
- (3) 授業中に歌うこと、大きな声を出すことは、当面の間中止する。

#### 4 学生食堂、図書館の利用について

- (1) 対面利用を制限するため、利用できる座席を指定する。
- (2) 出入口、窓は、解放し換気に努める。
- (3) 学生が長時間滞留しないように努める。

#### 5 感染者の対応について

- (1) 学园内（付属幼稚園、高等学校含む）に感染者が発生した場合

ア 当該感染者の症状の有無

イ 学校内における活動の様態

ウ 接触者の多寡

エ 地域における感染拡大の状況

オ 感染経路の明否

等の情報収集に努め、兵庫県、姫路市の衛生主管部局と十分協議のうえ、臨時休業を含めた措置を実施する。学生、関係者には速やかに状況等を周知する。

- (2) 学生、家族の感染が疑われる場合

ア 発熱等の風邪症状が見られるときは教務学生課に連絡をとり、静養する。

イ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、兵庫県のコールセンター（総合相談窓口）

078-362-9980に連絡をし、その指示に従う。

ウ 状況をこまめに教務学生課まで報告する。

エ 感染が確定したら、医療機関等の指示に従って行動する。

#### 6 兵庫県が再び感染拡大防止のための緊急事態宣言の当該地域に指定された場合

- (1) 県下の大学に休業要請が出された場合は、直ちに臨時休業とし、学生、関係者に周知するとともに、解除されるまでの間、遠隔授業等を実施する。
- (2) 県下の大学に休業要請が出されなかった場合は、兵庫県、姫路市周辺地域や兵庫県下の他大学の動向を見定めたうえで対応について判断し、学生、関係者に周知する。

#### 7 その他

上記の対応のほか、学長が必要と判断した対策を行う。

#### ※参考資料

「3つの密を避けるための手引き！」出典：首相官邸ホームページ（当該ページの URL）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>